

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.512



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp>

令和6年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上昇させられます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行って場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等を行わなければならないとの要件が不要とされます。

②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。

(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合は住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

①40歳未満であって配偶者を有する者

②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合に適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期間を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

税務署からのお知らせ

システム導入
が難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月**からはどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

可視性の確保

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようであれば、②の要件は不要となります。

仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



真実性の確保

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。



事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK

そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？



人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）



「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- ・電子取引データのダウンロードの求め
 - ・電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、
税務調査などの際に、**電子取引データや**
電子取引データをプリントアウトした
書面を渡せるようにしておけばいいのか。



そのとおりです。
ご対応をよろしく
お願いします。



なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存している
ものと変わりありません。

税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかる
パンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」
に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセス
できます



令和6年度 国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリスト
として法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を
維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員試験
【採用 NAVI】

◆採用関係
お役立ちリンク集

◆Web-TAX-TV



各試験 区分	国税専門官 (A区分)	令和5年度から 新設！ 国税専門官 (B区分)	税務職員
受験資格	1 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの者 2 平成15年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和7年 3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると 認める者		1 令和6年4月1日において高等学校又は中等 教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年 を経過していない者(令和3年4月1日以降に 卒業した者が該当する。)及び令和7年3月まで に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込み の者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
申込期間	令和6年2月22日(木)9時～3月25日(月) [受信有効]		令和6年6月14日(金)9時 ～6月26日(水) [受信有効]
1次試験	令和6年5月26日(日)		令和6年9月1日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験
	[専門試験] 必須: 民法、商法、会计学 選択: 憲法・行政法、経済学、 財政学、経営学、政治学・ 社会学・社会事情、英語、 商業英語 記述: 憲法、民法、経済学、 会计学、社会学	[専門試験] 必須: 民法・商法、会计学、 基礎数学 選択: 情報数学・情報工学、 統計学、物理、化学、 経済学、英語 記述: 科学技術に関連する領域	
2次試験	令和6年6月24日(月)～7月5日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和6年10月9日(水)～10月18日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査
合格発表	令和6年8月13日(火)		令和6年11月12日(火)

この他、国税庁経験者採用試験(国税調査官級)の令和6年度試験概要については、令和6年7月以降に人事院及び
国税庁ホームページに掲載予定です。

広報委員の興味しんしん

上野公園発祥、二つのサクラ - 小松乙女と上野白雪枝垂 -

広報委員長：木村雄二



上野白雪枝垂

今年も花見の季節となりました。新型コロナウイルスの影響で上野公園内が立入禁止となったこともすでに過去の話となり、今年は大勢の花見客が訪れることでしょう。

サクラには色々な種類がありますが、国内ではソメイヨシノが最も多く植えられています。そのために報道ではサクラの開花とソメイヨシノの開花が同義語として扱われることが多いようですが、花に個性があり見応えのあるサクラも多く、サクラの種類とその特徴を覚えると花見が格段と楽しくなります。

サクラは野生種と園芸品種に分かれます。日本に自生する野生種として分類されているものは9種、最近クマノザクラが勝木俊雄先生により野生種として発表されましたが、これを加えると10種になります。それ以外にも古い時代に人為的に持ち込まれたカンヒザクラとシナミザクラの2種が国内で普及しています。カンヒザクラは色が濃く早咲きの性質があるため、カワヅザクラなど早咲きの品種の多くにかかわりを持っています。

上野公園にある野生種は、エドヒガン、ヤマザクラ、オオシマザクラ、カスミザクラ、カンヒザクラの5種です。

上野公園には約50種類のサクラが植えられていますが、左記5種以外のサクラはすべて園芸品種です。園芸品種といっても人為的に作出されたものばかりではなく、種類の違うサクラによる自然交配で生じたもの、枝変わりなど突然変異でできたものなどがあります。ほとんどの園芸品種は受粉して実がなり種子ができますが、種から育てても親と同じ遺伝子を持つことができないために親と同じ花が咲きません。

したがって同じ品種のサクラを増やすためには、接ぎ木・芽接ぎ・挿し木などの方法で株を増やします。

上野公園で見られる野生種のサクラ



エドヒガン(江戸彼岸)



ヤマザクラ(山桜)



オオシマザクラ(大島桜)



カスミザクラ(霞桜)



カンヒザクラ(寒緋桜)



小松乙女



上野白雪枝垂

サクラの園芸品種は300種類以上あり、それぞれの品種の最初の1本が原木になります。あまり知られていないようですが、上野公園には2種類の園芸品種の原木があります。一つは平成元年に発表された「コマツオトメ」、もう一つは令和4年に発表された「ウエノシラユキシダレ」です。

コマツオトメの原木は小松宮彰仁親王像の脇にあります。都の発注により植木屋さんが植えたものか、あるいは鳥が種を落として実生で育ったものか、公園を管理する東京都の記録には植えられた経緯が残っていないのでわかりません。花の特徴やDNAの調査などから、エドヒガンと他の種類のサクラとの交配により生まれたものと考えられています。

都職員（当時）の西田尚道先生が見出し、花卉の先に紅が入るきれいなサクラであるために保存する価値があるとされ、新品種として林弥栄先生により発表されました。このサクラがコマツオトメの最初の本で、その枝から公益財団法人日本花の会結城農場で多くの苗木が生産されました。三宅坂の国立劇場前庭にあるコマツオトメがよく知られていて、親よりも大きく育っています。その他には高知県の室戸広域公園、都立小金井公園などに植えられています。花はソメイヨシノより3～5日早く咲きます。

コマツオトメの原木には石柱と解説板が、ウエノシラユキシダレの原木には解説板がたてられています。場所については上野桜守の会のホームページに「上野公園桜マップ」が掲載されていますので参考にしてください。上野公園には多くの八重桜が植えられています。遅咲きのものが多く、例年ですと4月10日ごろが花見の適期です。ソメイヨシノが盛りの時よりも来園者がかなり減りますので、静かな環境の中で八重の花一つひとつを鑑賞されてはいかがでしょうか。

ウエノシラユキシダレは2022年に新品種として発表されました。原木は上野公園のボードウィン博士像の近くにあり、公園の記録には植えられたときの資料がないので樹齢ははっきりしていませんが50年位と見られています。昨年までは野生種のエドヒガンとされていました。エドヒガンは野生種のためにそれぞれの木に個性がありますが、一般的には花の色は淡紅色で、ソメイヨシノと同じように葉が出る前に花が咲きます。長寿のサクラで、国内各地に樹齢数百年～1千年を超える樹木も存在しています。一部に枝が枝垂れるものがあり、シダレザクラという和名がつけられています。エドヒガンには白い花のものが時々見られますが、白い花のシダレザクラはほとんど知られていませんでした。もし白い花のシダレザクラがあれば淡紅色と白色のシダレザクラを対にして植えると面白い景色になるということで、公益財団法人日本花の会の田中秀明結城農場長（当時）が長年探していたのですが、意外なことによく訪れていた上野公園で発見できたということです。現在この木の枝から多くの苗木が生産されていますので、あと10年程すると国内各地でウエノシラユキシダレが見られることになるでしょう。花はソメイヨシノより1週間程早く咲きます。

上野桜守の会 ホームページ
<https://ueno.sakuramori.jp/>
写真提供 公益財団法人日本花の会

委員会報告

第1回広報委員会

[と き] 令和6年2月5日(月) 11:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階

広報委員会(木村委員長)を開催し、令和6年度広報活動等について話し合いを行いました。



木村広報委員長



部会報告

源泉部会 第3回研修会

「源泉所得税の基礎知識Ⅱ」

[と き] 令和6年2月16日(金) 10:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階
[講 師] 東京上野税務署 法人課税第二部門
竹澤香織 上席国税調査官



竹澤上席国税調査官



支部・地区だより

竹町支部

【親子バスハイク】



令和5年10月22日(日) 大谷資料館・バンドイミュージアム
大谷石地下採石場跡、バンドイミュージアムを見学しました。

竹町支部(礒谷支部長)

【新年賀詞交歓会】



令和6年1月6日(土) 東天紅上野本店
11町会会長、町会役員等が参加し、盛大に行なわれました。

【女性部新年賀詞交歓会】



令和6年1月19日(金) 東天紅上野本店
各町会女性部長・女性部役員等が参加し、親交を深めました。

佐竹地区

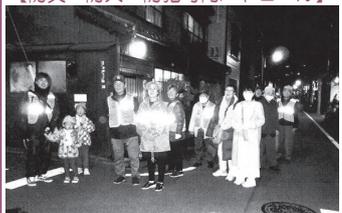
【秋葉神社祭り】(小野地区区長)



令和5年11月12日(日) 秋葉神社前
子ども達は射的や輪投げ等のゲームを楽しんでいました。

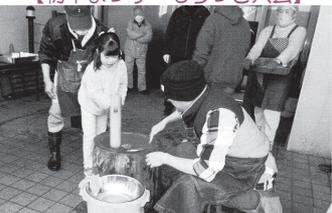
竹町中地区(新井地区区長)

【防災・防火・防犯町内パトロール】



令和5年12月28日(木)～29日(金) 竹友会館・町内
各日2時間、町内の歳末パトロールを実施しました。

【初午まつり・もちつき大会】



令和6年2月12日(月) 竹友会館・金刀比羅神社
参加した子ども達にお餅とお菓子を配布しました。

上野支部

【夜警】



令和5年12月28日(木)～29日(金) 関マークビル1階
久しぶりの夜警で、楽しく交流しながら町内を巡回しました。

仲御徒町中地区

(関地区区長)

【餅つき大会】



令和5年12月10日(日) 台東区池之端4-10
餅つきは災害時炊き出し訓練としても行ないました。

東上野支部

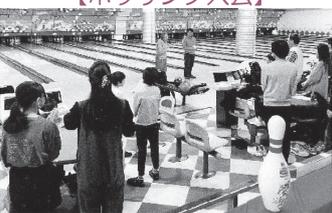
【大運動会】



令和5年10月22日(日) 上野小学校
天候にも恵まれ約380人が参加し、楽しい時間を過ごしました。

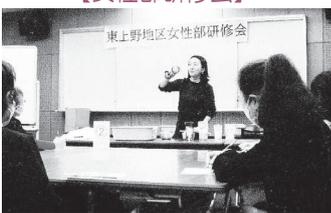
東上野支部(尾高支部長)

【ボウリング大会】

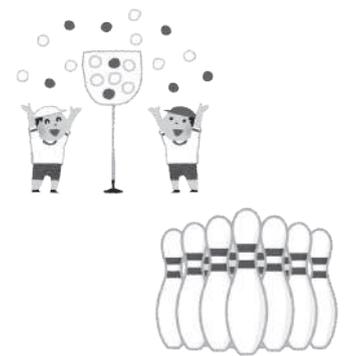


令和6年2月18日(日) アイビーボウル向島
世代を超えた地域交流と親睦を図ることが出来ました。

【女性部研修会】



令和6年2月28日(水) 東上野区民館
「ナチュラル・クリーニング講座」を実施し、楽しく受講しました。



東上野支部

東上野西町地区

【町会バスツアー】(岩井地区区長)



令和5年10月15日(日)鴨川シーワールド
到着した頃には雨もあがり、楽しい一日を過ごしました。

【歳末警戒】



令和5年12月27日(水)~30日(土)東上野宮元町会
町内の防火・防災の警戒(火の用心)を行いました。

東上野宮元地区(矢口地区区長)

【甘酒の会】



令和6年1月1日(月)下谷神社
初詣の方々に甘酒を振る舞い、寒さを和らいでもらいました。

【地護稲荷初午祭】



令和6年2月10日(土)地護稲荷神社
参拝者にお雑煮を振る舞い、子どもにはお菓子を配りました。

東上野車坂地区

【新年賀詞交歓会】(尾高地区区長)



令和6年1月6日(土)中国料亭翠園
多くの方が参加し、盛大な新年の顔合わせとなりました。

東上野神吉地区(河井地区区長)

【ガラポン大会】



令和5年12月2日(土)神吉会館
ガラポン大会を行ない、参加者全員に切餅1袋を渡しました。

【新年会】



令和6年1月6日(土)根ぎし宮川
皆さんと大いに語り合うことができ、有意義な新年会となりました。



入谷支部

根岸二丁目地区

【子供餅つき大会】(峰岸地区区長)



令和5年12月10日(日)根岸二丁目児童遊園
4年ぶりの餅つき大会で、50kgの餅米をつき、大賑わいでした。

【餅つき大会】



令和5年12月3日(日)元三島神社境内
大人も子どもと一緒に餅つきを行ない、楽しんでいました。

上根岸地区

(渡邊地区区長)

【子供餅つき大会 中根岸地区
・防災訓練】(竹田地区区長)



令和5年12月10日(日)御行の松不動尊、防災ひろば根岸の里
餅つきや防災体験、ゲームコーナー等、約300人が楽しみました。

北上野二丁目地区

(ワウ-アレンジメント) (上田地区区長)



令和5年12月28日(木)山伏会館
皆さんで楽しみながらアレンジメントを学びました。

金杉支部

金杉支部

【スキー教室】(平野支部長)



令和6年2月23日(金)~25日(日)霧ヶ峰スキー場
雪不足でスキーはできませんでしたが雪遊び等を楽しみました。

下谷東地区

【日帰りバスツアー】(稲垣地区区長)



令和5年10月5日(木)茨城県銚田市他
恒例のメロン狩りを行ない、皆さんと楽しい交流ができました。

金杉仲通地区

(有賀地区区長)

【もちつき】



令和6年2月11日(日)カワサン駐車場
多くの子ども達が集まり、輪投げや餅つきを楽しんでいました。

竜泉中部地区

(山田地区区長)



令和5年10月15日(日)ひたち海浜公園他
ひたち海浜公園を見学後、栗拾い等を楽しみました。

金杉上町地区

【クリスマス会】(生駒地区区長)



令和5年12月23日(土)弁天院公園
多くの地域の方々が集まり、有意義な交流ができました。



谷中支部

谷中第二地区

【餅つき大会】(山本地区区長)



令和5年12月17日(日)谷中初音児童遊園
観光客や海外の方の参加も多く、楽しい一日となりました。



【体験型講演会】企業のパフォーマンス向上を マインドフルネスで

【日 時】令和6年2月5日（月）18:00～

【ところ】朝日信用金庫西町ビル6階

＜講師＞株式会社 Melon CEO

はしもと だいすけ
橋本 大佑 氏



2月5日（月）、朝日信用金庫西町ビル6階にて上野法人会青年セミナーが、新年賀詞交歓会と同日に開催されました。今回のセミナーは、講師に株式会社MelonのCEO、橋本大佑氏をお招きし、「企業のパフォーマンス向上をマインドフルネスで」と題してご講演いただきました。

橋本氏は、先ず、5年前に日本でラグビーのワールドカップが行われた際に、イングランド代表がマインドフルネスを行ったことにより、優勝候補のニュージーランドを破るジャイアントキリングが起こった例を説明されました。

マインドフルネスとは、人間を健康的に笑顔にしてくれる科学的に根拠のあるアメリカ発祥のプログラムで、教育現場や医療現場に広がっているとのことでした。

橋本氏は、以前に金融機関に勤めておられ、お金を稼ぐマインドでしたが、自分自身がメンタル不全に陥りパフォーマンスが出なくなった際に、このマインドフルネスでキャリアを見直すことができたため、正しい知識として伝えていきたいということで、こうした講演を行っているそうです。

仕事のパフォーマンスを上げたり、プライベートでは毎日をハッピーに過ごしたりするために、マインドフルネスによりネガティブな感情をマネージすることを身に着けることで、プライベートが充実すると仰っていました。

前半は、次のようなマインドフルネスの説明をしてくださいました。

日本は幸福度ランキングで、62位になってしまっており、先進国では一番低いと言われていて、精神疾患の患者は過去20年、30年で2倍、3倍に増えてしまっています。これは周りに通信機器が溢れていて、以前は家に帰れば情報から切り離されていたものが、気が付くとスマホを手にとってしまっているような状況に依ります。

元々は仏教で行われている瞑想により、脳で何が起きているかをアメリカの研究者が研究したもので、現在では脳の記憶を司る海馬が大きくなったり、集中力が高まったり、感情をコントロールできたりすることが論文で発表されています。考えずに感じることで、感情をコントロールすることができるようになり、集中力を高めることができます。また、自己統制能力が上がります。

原始的な脳からストレスホルモンが過剰に分泌されると、免疫が落ちてしまうなど、正に病は気からという状況が起きます。これを抑制するのが、マインドフルネス、瞑想です。

後半は、マインドフルネスの実践でした。インストラクターの先生の声掛けに応じ、いろいろなものを感じ、目を瞑り、呼吸に意識を向けることで、リラックスできて集中力が高まった気がします。

質疑応答では、参加者からたくさんの質問が出ていたので、関心が高かったのだと思います。

私も日常、せかせかしがちなので、このような方法を使って、少しでも瞑想時間を持てれば、心を保てるようになって良いと思いました。

＜文 青年部会幹事 豊田 雄介＞

新年賀詞交歓会

【と き】令和6年2月5日（月）20:00～

【ところ】オーラム地下2階「ローヤル」



同日開催の青年セミナー後に、青年部会員の親睦をはかるため「新年賀詞交歓会」を開催いたしました。当日は大雪が降るあいにくの天気でしたが、大勢の部会員にご参加いただき、恒例の獅子舞の演舞などで大いに盛り上がりました。

青年部会 第3回役員会

【と き】令和6年2月27日（火）17:00～

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階



▲長澤部会長



青年部会（長澤部会長）では、第3回役員会を開催しました。令和6年度税金ジュニアスクール実施および今後の事業予定等について話し合いを行いました。

70年以上前に作った缶詰が発見！ はたして中身は…



食品ロス問題ジャーナリスト
井出 留美

コロナ禍で食品を備蓄する人が増えました。自然災害に備えて、飲料水や食料品を備蓄している人も多いでしょう。では入れ替えの時、今まで備蓄していた食品はどうしていますか？

企業や組織、国の機関で保存していた備蓄食品は、賞味期限が迫ってくると入れ替えます。役目を終えたものは企業の防災訓練で使うなど、活用する場合があります。私がフードバンクの広報を務めていたときには、賞味期限が切れる8か月前に入れ替えられた備蓄食品が企業から大量に寄付されていました。企業は、寄付活動をプレスリリースで広く社会に伝えます。「私たちの会社は食品ロスを防ぎ、社会に貢献した」ことをアピールするのです。でも、入れ替え時に捨ててしまう場合も多くあります。総務省の調査では、備蓄食品を入れ替えた国の行政機関のうち、全て廃棄しているのが42%に及ぶとの結果を発表しています。

(※1 https://www.soumu.go.jp/main_content/000610240.pdf)

これまで政府は、備蓄している災害用備蓄食品を入れ替え時に捨てていました。でも数年前の農林水産省を皮切りに、今ではほぼすべての府省庁が、入れ替えのため役割を終えたものをフードバンクや食料支援団体に寄付するようになりました。(※2 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html)

政府の提供品の中には、賞味期限を2か月ほど過ぎた缶詰もあります。賞味期限は、品質が保てなくなる期限ではなく「おいしく食べるための目安」に過ぎません。では缶詰は、実際にどのくらいの期間、安全に食べることができるのでしょうか。

あるテレビ番組で、ツナ缶を製造する食品メーカーの社員が「ツナ缶は、賞味期限が切れている方がおいしい」と話していました。製造してすぐは味がなじんでおらず、長期間たった方が、味がなじんでおいしくなるのだそうです。これを「缶熟」と呼びます。

2022年9月、NHK「あさイチ」に生出演し、食品保存に詳しい東京農業大学元教授の徳江千代子先生とご一緒しました。徳江先生は、味の濃いものや果物のシロップ漬の缶詰は15年ほど持つと話していました。71年前に製造された赤飯の缶詰が発見され、検査したところ菌が検出されなかった事例もあります。

(※3 <https://www.nhk-ondemand.jp/goods/G2022118550SA000/index.html>)

(※4 <https://withnews.jp/article/f0150920001qq00000000000000W02j0401qq000012531A>)

缶詰は缶自体の品質保持期限が3年間なので、賞味期限は「3年」に設定されているものがほとんどです。でも缶詰は真空調理してあります。密閉して加熱殺菌された状態で、中には食品を腐らせる菌がないのです。ただ、外から衝撃が加わったり、穴が開いたり、缶が腐食したりして密閉できなくなると、菌が入ってしまいます。直射日光や高温高湿を避け、冷暗所で保管しましょう。長期保存できる食品として、缶詰は非常にお勧めです。

【筆者略歴】井出留美 (いで・るみ)

奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、㈱office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

表紙 ≪ 上野公園のコマツオトメ (桜) ≫ 撮影：広報委員長 木村雄二

■令和6年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で 企業や社会に貢献します！

法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約75万社が加入する経営者の団体です。
税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。
「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。



税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。その他、各種セミナーや会員交流会などで、あらゆる業種の経営者と知り合うことができ、新しい仕事のつながりができる絶好のチャンスとなります。



税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクール等を実施し、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、法人会自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

租税教育活動

次代を担う児童・生徒の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

ポイント
2

付帯サービス＜アフラックのよりそうがん相談サポート（*）＞

「アフラックのよりそうがん相談サポーター」が
さまざまな**がんの悩みの解決**をサポートします。

（*）アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保
険
会
社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

東京総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度

公認財団法人
全国法人会総連合